



都市計画によるまちづくり

地区計画 特別工業地区の概要



東京都羽村市

目 次

地 区 計 画

○ 地区計画の概要	1
○ 地区計画地区内の建築行為等の届出	2
○ 地区計画地区内の建築制限内容	
・ 羽ヶ上地区 地区計画	3
・ 富士見平・神明台地区 地区計画	4
・ 神明台二・三・四丁目地区 地区計画	5
・ 栄町一丁目地区 地区計画	6
・ 栄町三丁目西部地区 地区計画	7
・ 羽村駅西口地区 地区計画	8-10
○ 羽村駅西口地区における建築物の容積率の最高限度について	11
○ 建築物の敷地面積の最低限度に関する特例	12
○ 壁面の位置の制限に関する特例	12
○ 建築物の高さの最高限度に関する特例	13
特 別 工 業 地 区	
○ 特別工業地区の概要	14、15

地区計画



地区計画の概要

地区計画とは

建築物を建てる場合、都市計画法や建築基準法などの法律により様々なルールが定められています。用途地域による建築物の用途制限、建ぺい率や容積率の制限などはその代表的なものですが、地区独自の特性を生かし、良好な都市環境を形成し保全するためには、これらのルールだけでは目的を達成できない場合があります。

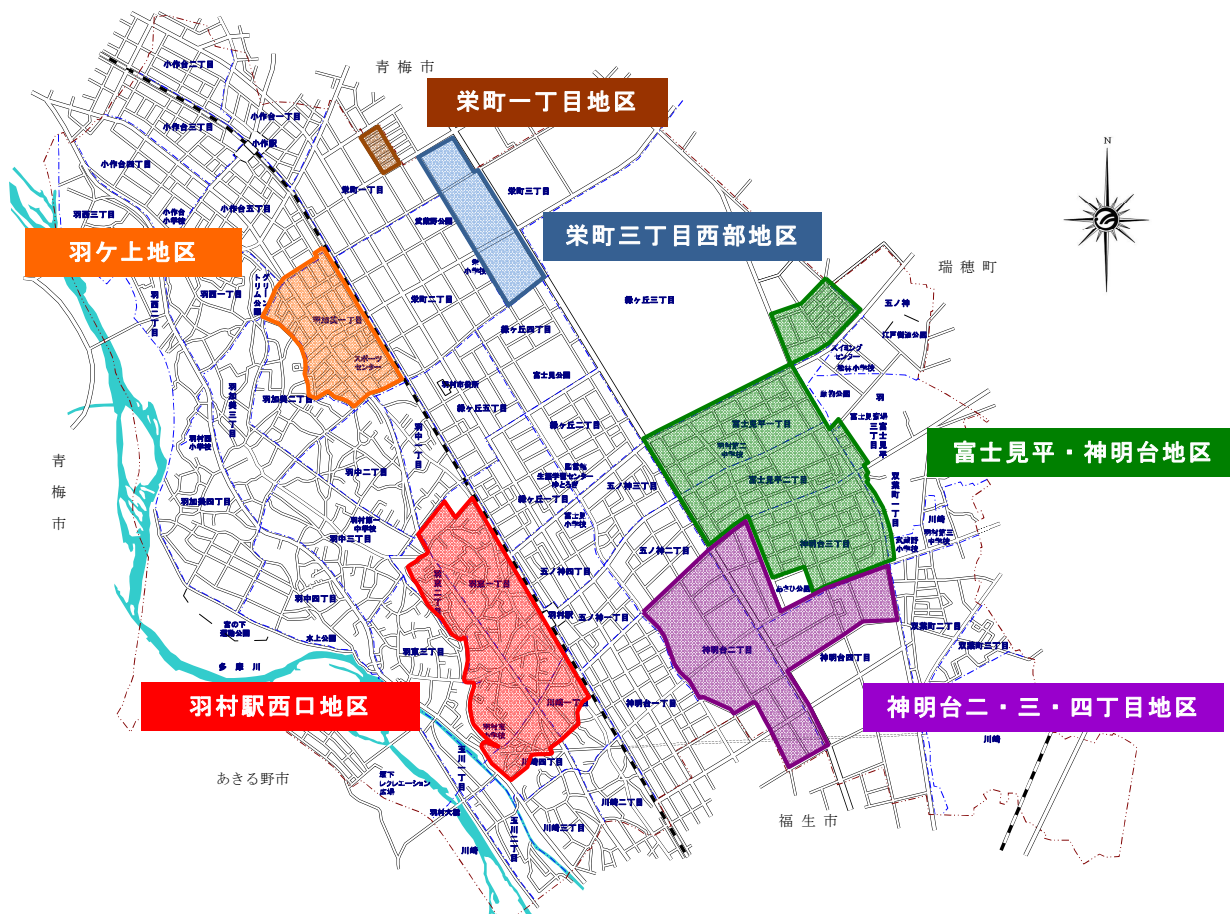
地区計画は、都市計画法により定められた都市計画の制度で、地区単位で独自のまちづくりのルールを定めることにより、より良いまちへと誘導することを目的とした制度です。

羽村市では、市内6地区に地区計画を定め、「羽村市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」において、地区内の建築物等の制限を定めています。

詳しい内容は、別ページ「地区計画地区内の建築制限内容」をご覧ください。

※ 地区計画が定められた地区内で建築物の新築・増改築などの行為を行う場合は、建築工事（建築確認申請の手続き）を行う前に市への届出を行い、適合通知を受けることが必要です。

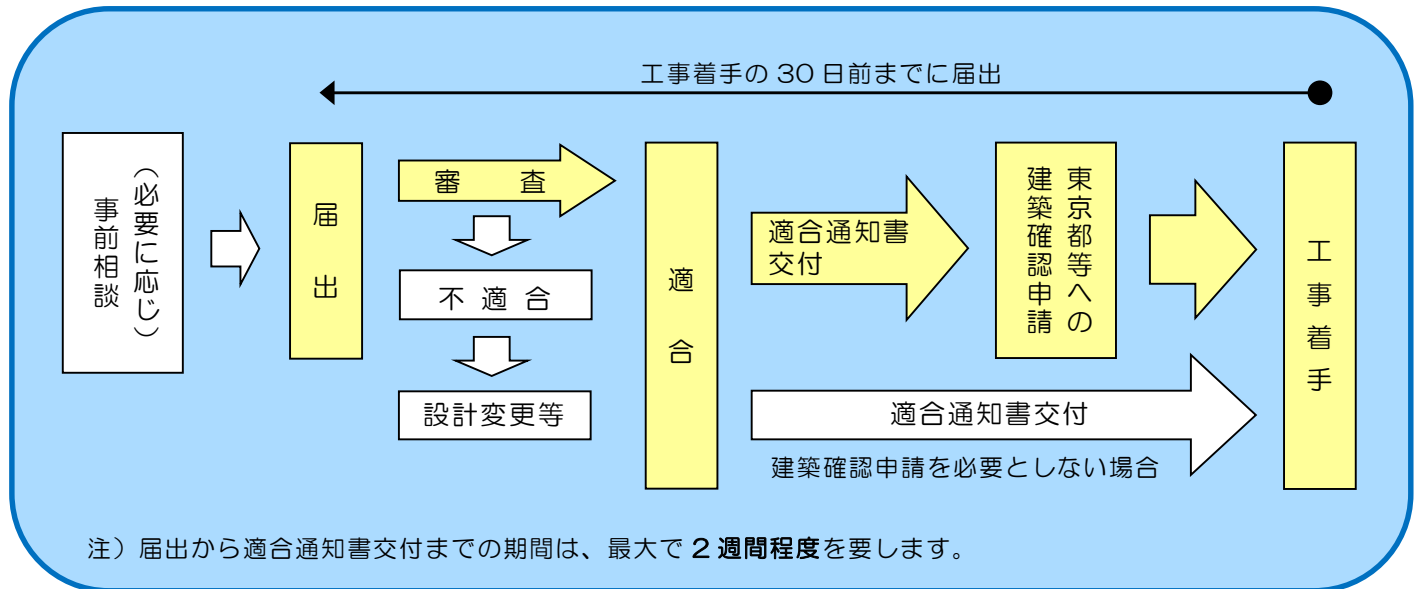
■ 羽村市の地区計画地区



○ 地区計画地区内の建築行為等の届出

※ 地区内で建築物の新築・増改築などの行為を行う場合は、都市計画法第58条の2第1項の規定により、市への「地区計画の区域内における行為の届出」が必要となります。

届出の手順



届出の際の必要書類

必 要 書 類				必要部数	
① 地区計画の区域内における行為の届出書	添付図書	土地の区画形質の変更の場合	案内図	1/10,000 程度	各1部
			区域図	1/1,000 程度	
			設計図	1/100 程度	
		建築物の新築・増築・改築 工作物の築造・改修 建築物の用途変更の場合	案内図	1/10,000 程度	
			配置図	1/100 程度	
			各階平面図	1/100 程度	
		建築物の形態・意匠の変更 門又は塀の築造・改修の場合	立面図	1/100 程度	
			案内図	1/10,000 程度	
			配置図	1/100 程度	
② 地区計画の区域内における行為の確約書 (注) 垣・さくの構造が未定の場合に必要です。				計3部	
③ 委任状					
④ 建築計画概要書の写し					
⑤ 建築確認申請書類一式 (正本・副本・写し各一部) (注) 確認及び審査後、正本及び副本は届出者又は届出代理人に返却します。					
⑥ 土地の全部事項証明書の写し (注) 建築物の敷地面積の最低限度に関する特例 (建て替え等の特例) を受ける際に必要です。 特例を受けない場合は、提出の必要はありません。				1部	
⑦ 仮換地指定通知書の写し (注) 羽村駅西口地区において、仮換地先での行為の届出の際に必要です。				1部	

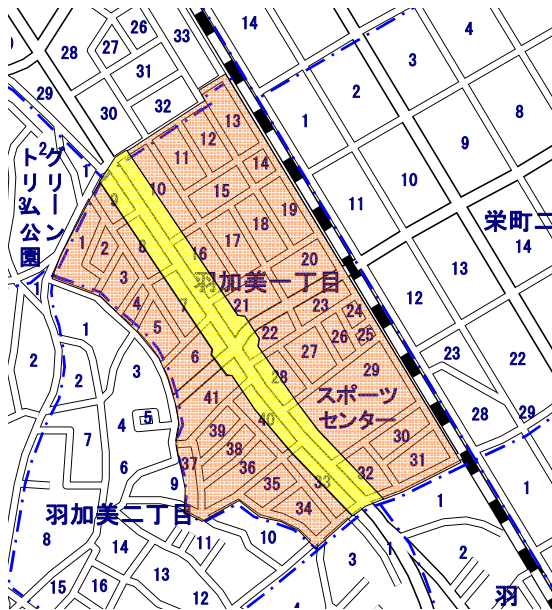
※ ①、②の様式は、羽村市公式サイトよりダウンロードできます。

※ 道路境界、隣地境界から壁面までの後退有効幅を表示してください。(複写等により縮尺に誤差のあるものはお受けできません。)

※ 屋根、壁面の色を記載してください。

地区計画地区内の建築制限内容

羽ヶ上地区 地区計画



地区計画の目標

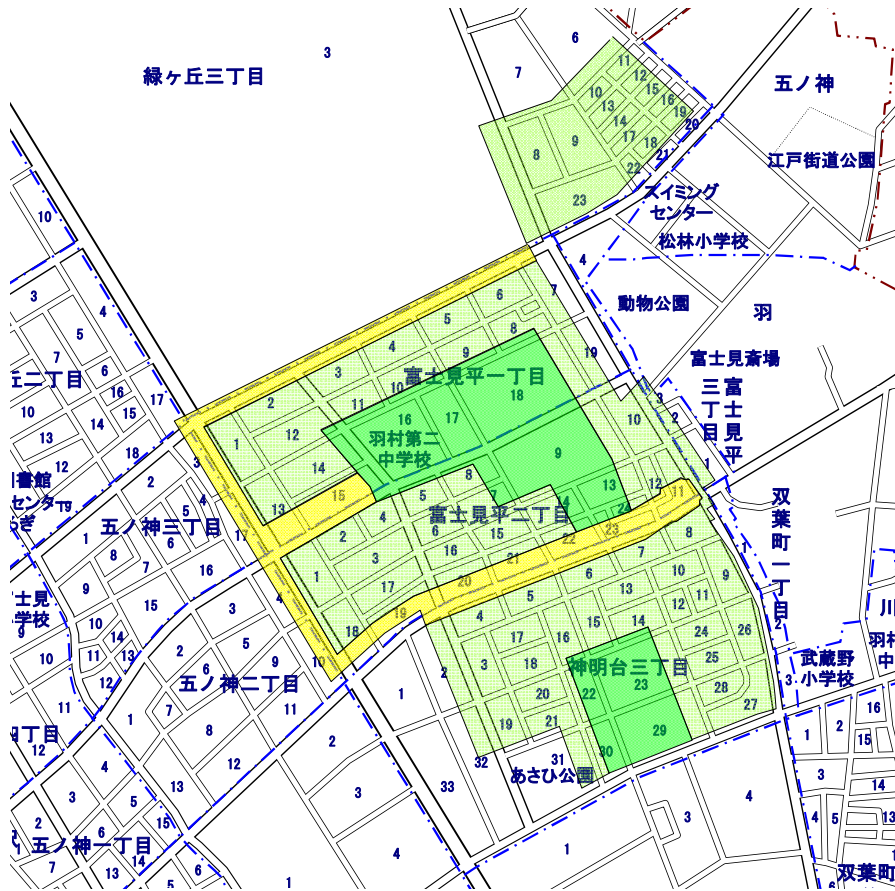
本地区は、土地区画整理事業の事業効果の維持と増進を図るとともに、道路、公園等の公共施設の整備を推進している地区であり、用途の混在化による地区の環境悪化、建築物の過密化を防止し、秩序ある健全な住環境の創出と保全を図ることを目標とする。

名称	羽ヶ上地区 地区計画		
位置	羽村市羽加美一丁目地内		
面積	約 18.7ha	住宅地区	約 16.2ha
		都市計画道路3・4・5号線沿道住宅地区	約 2.5ha
施行日（基準日）	平成8年5月31日 羽村市告示第52号		

地区整備計画（建築物等の制限内容）

計画地区の区分	住宅地区	都市計画道路3・4・5号線沿道住宅地区
建築してはならない建築物	(1) 住宅・共同住宅及び兼用住宅（非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満）以外の建築物 (2) 上記に付属する物置、車庫等以外の建築物	(1) ホテル、旅館その他これらに類するもの (2) ポーリング場、スケート場その他これらに類するもの (3) ゲームセンターその他これに類するもの
建築物の敷地面積の最低限度	120㎡以上	100㎡以上
建築物の外壁等の面から道路境界線等までの距離	距離 適用除外の建築物等	道路境界線から1m以上、隣地境界線から0.7m以上 (1) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの (2) 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であるもの
建築物の高さの最高限度	12m以下	15m以下
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	屋根、外壁等の色彩は、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色彩のものとし、刺激的な原色を避けるものとする。	
垣又はさくの構造の制限	道路境界の垣又はさくの構造は、原則生け垣とし、コンクリートブロック造、石造等これらに類するものを設置する場合には、高さを宅地の地盤面から1m以下とする。	

富士見平・神明台地区 地区計画



地区計画の目標

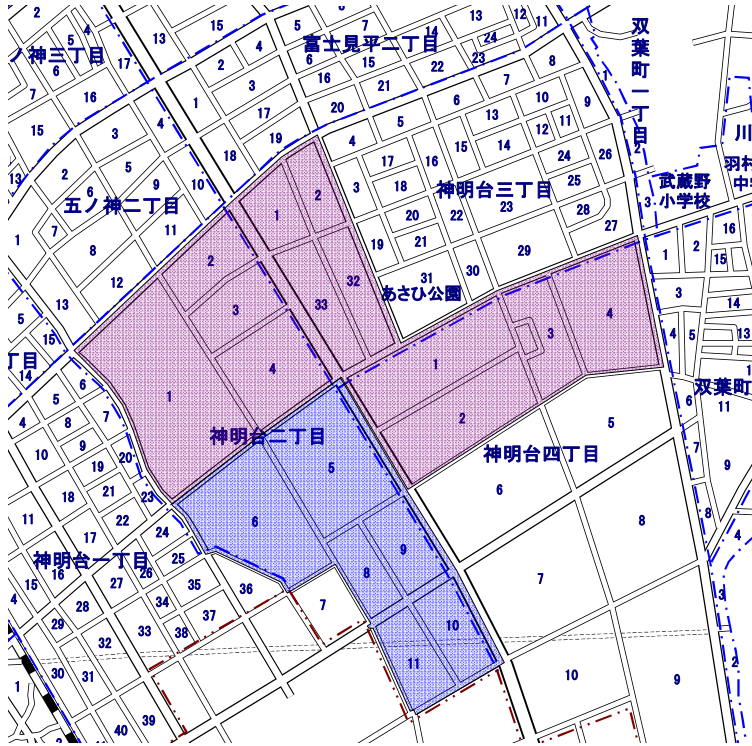
本地区は、市施行による土地区画整理事業により市街地が形成され、沿道周辺及び中心地に中高層住宅が立地し、その周辺に低層住宅が立地した地区である。本地区の地区計画は、土地区画整理事業の事業効果の維持と増進を図るとともに、区域全体を中高層住宅地区として、地区の環境悪化、建築物の過密化を防止し、秩序ある健全な住環境の創出と保全を図ることを目標とする。

名称	富士見平・神明台地区 地区計画		
位置	羽村市神明台三丁目、富士見平一丁目、富士見平二丁目、富士見平三丁目、緑ヶ丘三丁目及び双葉町一丁目各地内		
面積	約 62.3ha	沿道住宅地区	約 8.2ha
		中高層住宅地区A	約 12.9ha
		中高層住宅地区B	約 41.2ha
施行日（基準日）	平成 8 年 5 月 31 日 羽村市告示第 53 号		

地区整備計画（建築物等の制限内容）

計画地区の区分	沿道住宅地区	中高層住宅地区A	中高層住宅地区B
建築してはならない建築物	大学、高等専門学校、専修学校、各種学校		店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物でその用途の床面積が 150㎡を超えるもの
建築物の敷地面積の最低限度	100㎡以上		
建築物の外壁等の面から道路境界線等までの距離	道路境界線から 1m以上、隣地境界線から 0.7m以上		
適用除外の建築物等	(1) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが 2.3m以下で、かつ、床面積の合計が 5㎡以内であるもの (2) 自動車車庫で軒の高さが 2.3m以下であるもの		
建築物の高さの最高限度	—	17m以下	12m以下
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	屋根、外壁等の色彩は、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色彩のものとし、刺激的な原色を避けるものとする。		
垣又はさくの構造の制限	道路境界の垣又はさくの構造は、原則生け垣とし、コンクリートブロック造、石造等これらに類するものを設置する場合には、高さを宅地の地盤面から 1m以下とする。		

神明台二・三・四丁目地区 地区計画



地区計画の目標

本地区は、神明台土地区画整理事業により都市基盤を整備し、工場等に隣接して中高層住宅、低層住宅が立地した地区であり、羽村市都市計画マスタープランでは、景観に配慮した統一感のあるまちなみの形成を図るとともに、工場と住宅の共存を図ることとしている。

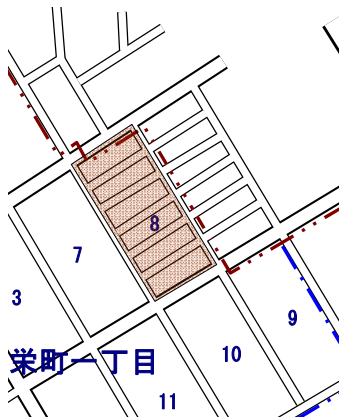
そこで、本地区の地区計画は、工場と住宅等の用途が混在する中で、互いの調和を図りながら、適正かつ合理的な土地利用を誘導することにより、工業団地としての良好な操業環境と秩序ある健全な住環境の創出・保全を図ることを目標とする。

名称	神明台二・三・四丁目地区 地区計画		
位置	羽村市神明台二丁目、神明台三丁目及び神明台四丁目各区内		
面積	約 47.0ha	A地区	約 32.0ha
		B地区	約 15.0ha
施行日（基準日）	平成 23 年 4 月 1 日 羽村市告示第 57 号		

地区整備計画（建築物等の制限内容）

計画地区の区分		A地区	B地区
建築してはならない建築物		ホテル、旅館その他これらに類するもの	(1) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
建築物の敷地面積の最低限度		120㎡以上	150㎡以上
建築物の外壁等の面から道路境界線等までの距離	距離	(1) 1,000㎡未満の敷地に建築する建築物については、道路境界線から1m以上、隣地境界線から0.7m以上 (2) 1,000㎡以上の敷地に建築する建築物については、道路境界線から1m以上、隣地境界線から1m以上	(1) 1,000㎡未満の敷地に建築する建築物については、道路境界線から1m以上、隣地境界線から1m以上 (2) 1,000㎡以上の敷地に建築する建築物については、道路境界線から1m以上、隣地境界線から1.5m以上
	適用除外の建築物等	(1) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの (2) 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であるもの (3) 市長が敷地の形態上、土地の利用上やむを得ないと認めた建築物	
建築物の高さの最高限度		(1) 21メートル以下 (2) (1)に規定する高さの限度を超えている既存建築物の建て替え（当該建築物の所有者等が行うものに限る。）については、既存建築物の高さの範囲内とする。	—
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限		屋根、外壁等の色彩は、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色彩のものとし、刺激的な原色を避けるものとする。	
垣又はさくの構造の制限		道路境界の垣又はさくの構造は、原則生け垣とし、コンクリートブロック造、石造等これらに類するものを設置する場合には、高さを宅地の地盤面から1m以下とする。 ただし、騒音等を防止するためのさく・フェンス等についてはこの限りでない。	
土地の利用に関する事項		緑豊かなまちなみを形成するため、敷地内には積極的に植栽を行い緑化に努めるものとする。	

栄町一丁目地区 地区計画



地区計画の目標

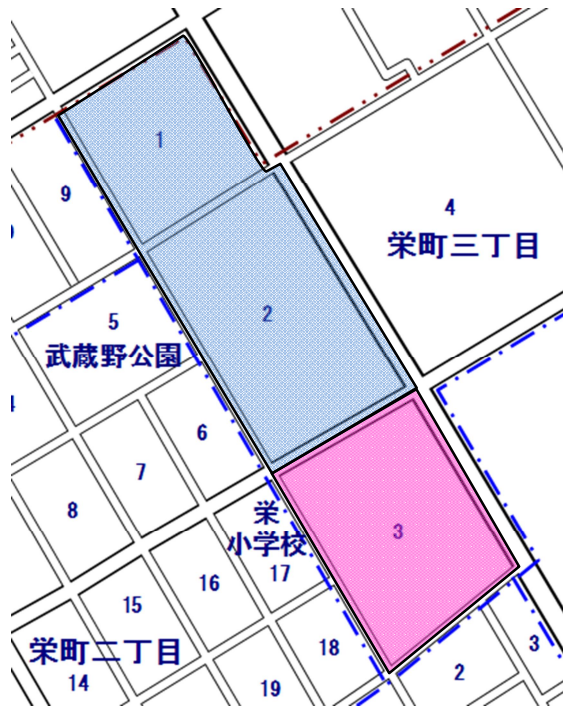
本地区は、道路、公園等の公共施設が整備されている地区であり、今後も、地区の環境悪化、建築物の過密化を防止し、秩序ある健全な住環境の創出と保全を図ることを目標とする。

名 称	栄町一丁目地区 地区計画
位 置	羽村市栄町一丁目地内
面 積	約 1.6ha
施行日（基準日）	平成 8 年 5 月 31 日 羽村市告示第 54 号

地区整備計画（建築物等の制限内容）

建築してはならない建築物	(1) 住宅・共同住宅及び兼用住宅（非住宅部分の床面積が 50 m ² 以下かつ建築物の延べ面積の 1/2 未満）以外の建築物 (2) 上記に付属する物置、車庫等以外の建築物
建築物の敷地面積の最低限度	100 m ² 以上
建築物の外壁等の面から道路境界線等までの距離	距離 道路境界線から 1m 以上、隣地境界線から 0.7m 以上
適用除外の建築物等	(1) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが 2.3m 以下で、かつ、床面積の合計が 5 m ² 以内であるもの (2) 自動車車庫で軒の高さが 2.3m 以下であるもの
建築物の高さの最高限度	12m 以下
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	屋根、外壁等の色彩は、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色彩のものとし、刺激的な原色を避けるものとする。
垣又はさくの構造の制限	道路境界の垣又はさくの構造は、原則生け垣とし、コンクリートブロック造、石造等これらに類するものを設置する場合には、高さを宅地の地盤面から 1m 以下とする。

栄町三丁目西部地区 地区計画



地区計画の目標

本地区は、羽村市都市計画マスタープランを補完する「栄町三丁目西部地区まちづくり方針」において、現状の工業施設等の操業環境に配慮した都市型工業市街地を形成、交通利便性を活かした製造業の営業施設の立地誘導、高齢者及び障害者が住み慣れた地域で生活するための施設の立地を誘導するとしている。

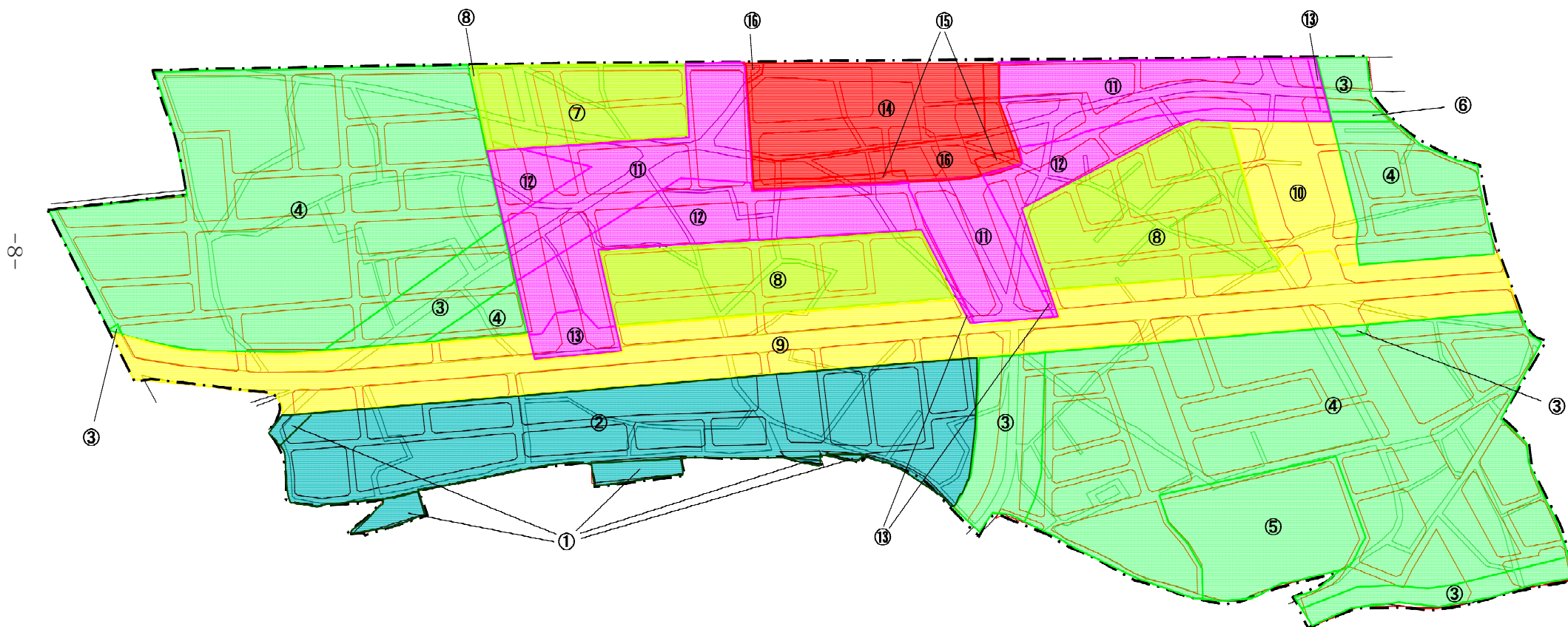
そこで、本地区の地区計画は、交通利便性を活かし、地域産業の総合力を高めるとともに、周辺の住居系地域に配慮しつつ、都市型工業及び福祉施設の誘導を図り、周辺の都市環境と調和した緑豊かで活力ある工業団地の形成を目標とする。

名 称	栄町三丁目西部地区 地区計画		
位 置	羽村市栄町三丁目地内		
面 積	約 13.1ha	工業・福祉施設複合地区	約 4.7ha
		工業機能強化地区	約 8.4ha
施行日（基準日）	平成 29 年 4 月 1 日 羽村市告示第 74 号		

地区整備計画（建築物等の制限内容）

計画地区の区分	工業・福祉施設複合地区	工業機能強化地区
建築してはならない建築物	(1) 住宅、共同住宅 (2) ホテル又は旅館 (3) 自動車教習所 (4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (5) カラオケボックスその他これに類するもの (6) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) 劇場、映画館、演芸場及び観覧場 (8) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）」第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号、第 6 項各号、第 9 項に該当する営業の用途に供する建築物	地区整備計画による制限なし
建築物の敷地面積の最低限度	1,000 m ² 以上	
建築物の外壁等の面から道路境界線等までの距離	道路境界線から 1m 以上、隣地境界線から 1m 以上	
適用除外の建築物等	(1) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが 2.3m 以下で、かつ、床面積の合計が 5 m ² 以内であるもの (2) 自動車車庫で軒の高さが 2.3m 以下であるもの	
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	屋根及び外壁又はこれに代わる柱の面の色彩は、周辺の景観と調和する色彩とし、刺激的な原色は避けるものとする。	
垣又はさくの構造の制限	道路境界に面して設置する垣又はさくの構造は、生垣又はフェンス等の透視可能な構造とする。ただし、高さ 60cm 以下の部分、道路境界から 1m 以上後退して設置されたものについてはこの限りでない。	
土地の利用に関する事項	緑豊かなまちなみを形成するため、敷地内について接道部分をはじめとする緑化に努めるものとする。	

羽村駅西口地区 地区計画



※概略図となっておりますので、詳細については必ず都市計画課窓口にてご確認ください。

地区計画の目標

利便性の高い駅前市街地の再編と防災性の向上の観点から、都市施設と自然が調和した市街地の形成を目指すため、羽村市都市計画マスタープランで定めた「美しく快適で住みよい活かに満ちたまち」を目標に、土地区画整理事業を進めている。

この土地区画整理事業による都市基盤整備にあわせ、本地区計画は、駅周辺への商業・業務施設等の都市機能の集約、居住空間の集積を図り、多くの人々の交流や定住促進を通して、にぎわいと活力のある複合的な中心市街地の形成を目標とする。

また、駅前広場及び都市計画道路3・4・13号線の沿道については緑豊かな多摩川や玉川上水周辺をイメージさせる修景とするとともに、土地区画整理事業において復元する稲荷緑地や公園等に植栽する緑との連続性を図ることにより、都市景観に配慮し、緑豊かで潤いのある住宅地の形成を目標とする。

名 称	羽村駅西口地区 地区計画						
位 置	羽村市羽東一丁目、羽東二丁目、羽東三丁目、川崎一丁目、川崎四丁目、羽中一丁目及び羽中二丁目各地内						
面 積	約 42.4ha	低層住宅地区	低中層住宅地区	中層住宅地区	幹線道路沿道地区	駅前周辺商業地区	駅前商業地区
		約 4.5ha	約 18.3ha	約 4.7ha	約 6.3ha	約 6.3ha	約 2.3ha
施行日（基準日）	.平成 29 年 1 月 1 日 羽村市告示第 4 号						

計画地区の区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
	低層住宅地区		低中層住宅地区				中層住宅地区		幹線道路沿道地区		駅前周辺商業地区			駅前商業地区		
	A	B	A	B	C	D	A	B	A	B	A	B	C	A	B	C
建築してはならない建築物	—		店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が150㎡を超えるもの ただし、都市計画道路3・4・12号羽箱根線及び同3・4・13号上水通り線に接する敷地は、この限りでない。				—		(1)ボーリング場、スケート場、その他これらに類するもの (2)ゲームセンター その他これらに類するもの		(1)倉庫業を営む倉庫及び他に賃貸する目的の倉庫 (2)「建築基準法（昭和25年法律第201号）」別表第2（と）項第3号に規定する工場			(1)「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」第2条第1項第1号から第3号、第6項各号、第9項に該当する営業の用途に供する建築物 (2) 倉庫業を営む倉庫及び他に賃貸する目的の倉庫 (3)「建築基準法（昭和25年法律第201号）」別表2（と）項第3号に規定する工場		

用途地域 (参考)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
	第一種低層 住居専用地域		第一種中高層 住居専用地域				第二種中高層 住居専用地域		第一種住居地域		近隣商業地域			商業地域		
建築物の容積率の最高 限度	—	100%	—	150%	200%	—	200%	—	200%	—	300%	300%	—	400%	400%	
上段：目標容積率	—	80%	—	80%	80%	—	80%	—	80%	—	80%	200%	—	80%	300%	
建築物の敷地面積の最 低限度	120㎡以上															
	ただし、土地区画整理事業により換地された土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一敷地として使用するものについてはこの限りでない。															
建築物の外 壁等の面か ら道路境界 線等までの 距離	距離	道路境界線から1m以上、隣地境界線から0.7m以上										壁面の位置の制限なし				
	適用除外 の建築物 等	(1)物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの (2)自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であるもの														
建築物の高さの最高限度	—	12m	12m	17m	12m	15m	15m	21m	—							
	(1)地盤面から建築物の屋上に設置する屋外広告物の上端の高さは、建築物等の高さの最高限度を超えてはならない。 (2)階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内においては、その部分の高さは12mまでは当該建築物の高さに算入しない。															
建築物等の形態又は色 彩その他意匠の制限	屋根及び外壁又はこれに代わる柱の面の色彩は、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色彩のものとし、刺激的な原色は避けるものとする。															
垣又はさくの構造の制限	道路境界の垣又はさくの構造は、原則生け垣とし、コンクリートブロック造、石造等これらに類するものを設置する場合には、高さを宅地の地盤面から1m以下とする。															
土地の利用に関する事項	緑豊かで潤いのある街並み形成を目指すため、住宅地区の敷地内においては景観に配慮した緑化を積極的に推進する。															

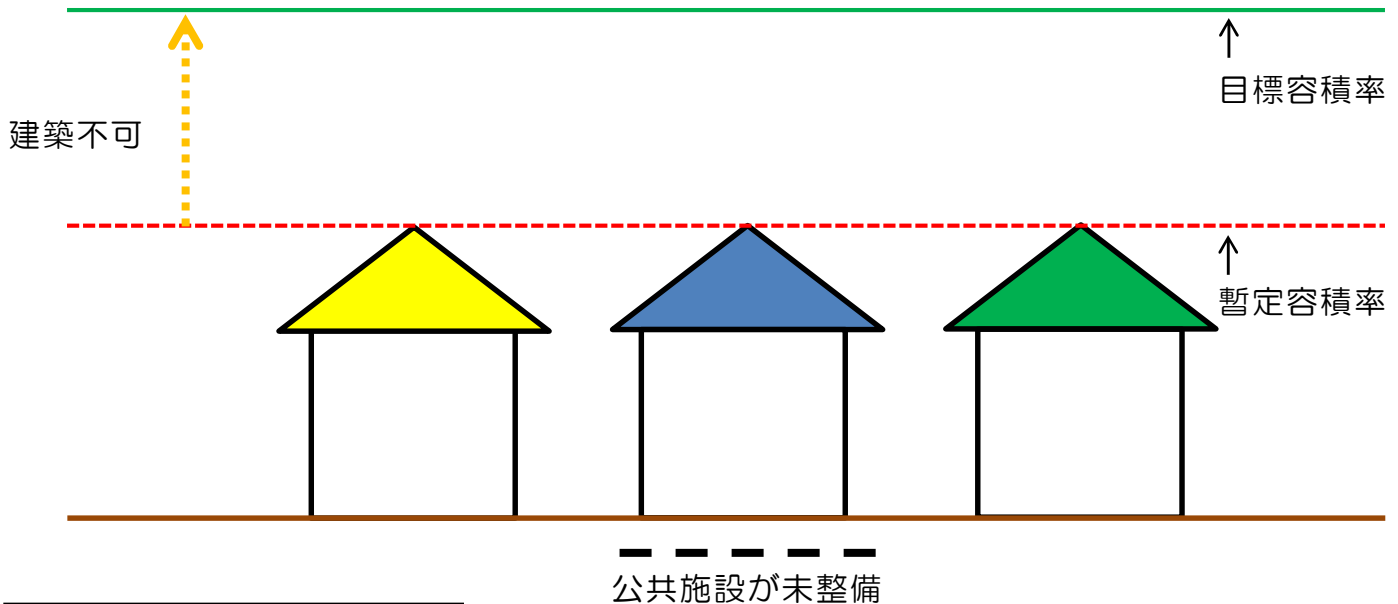
○ 羽村駅西口地区における建築物の容積率の最高限度について

羽村駅西口地区地区計画においては、誘導容積型地区計画を導入しています。

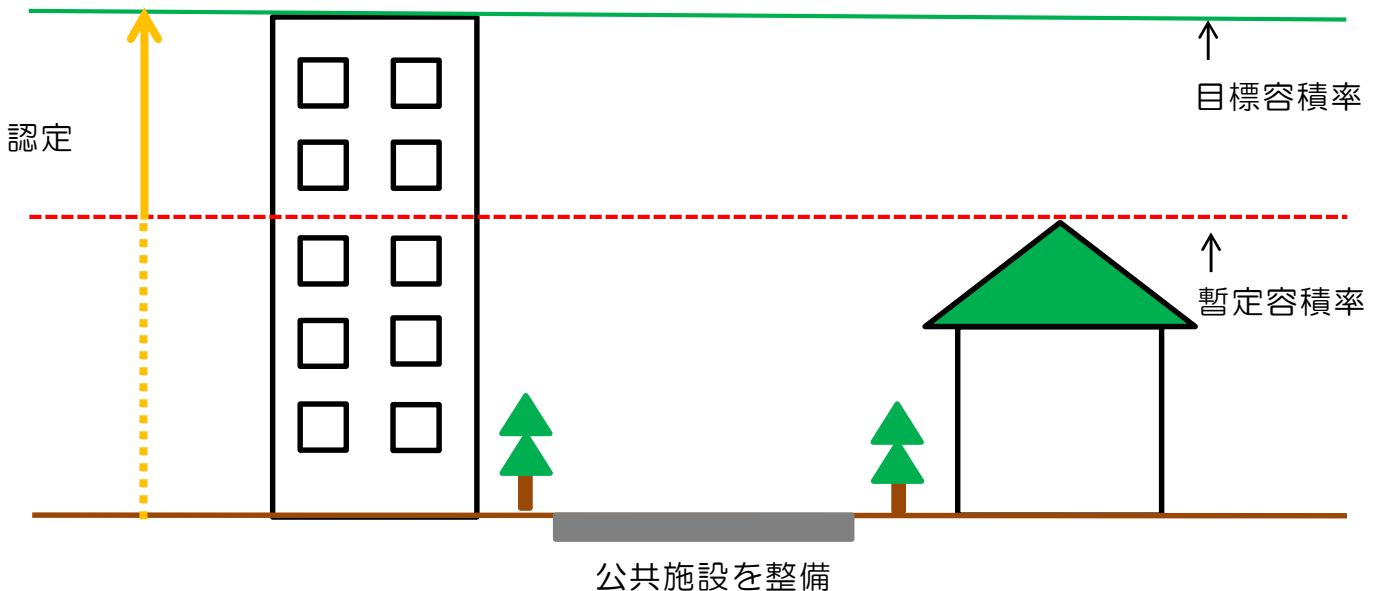
誘導容積型地区計画は、道路などの公共施設の整備と土地利用を一体的に誘導していくため、「暫定容積率（区画道路整備前）」と「目標容積率（区画道路整備後）」の二段階の容積率を定めるもので、公共施設の整備状況等に応じて、特定行政庁から認定を受けた場合に、高い方の容積率（目標容積率）を適用することができます。

羽村駅西口地区では、土地区画整理事業で道路等が整備されることにより、特定行政庁（東京都）の認定を受けることで目標容積率を使用することができます。

暫定容積率を適用する場合
（区画道路整備前）



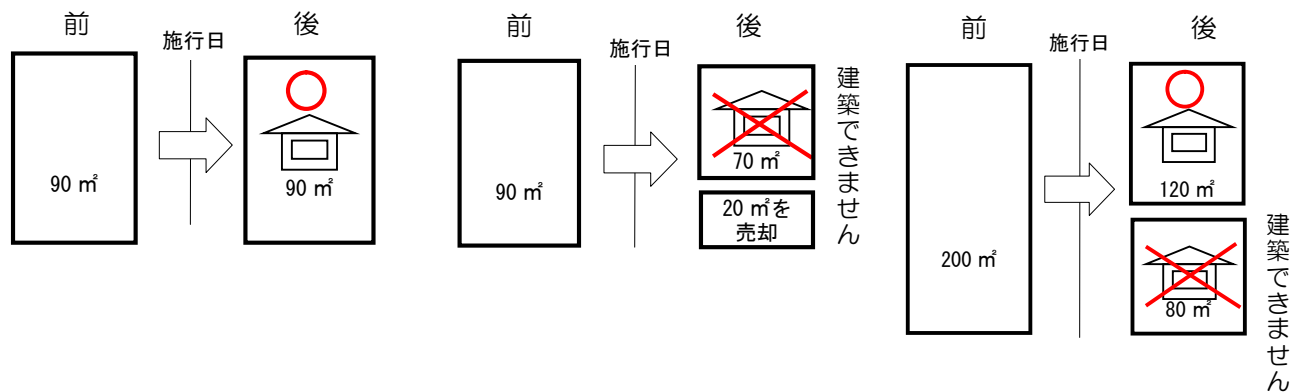
目標容積率を適用する場合
（区画道路整備後）



● 建築物の敷地面積の最低限度に関する特例

基準時（地区計画が施行された日）前に最低限度未満である土地については、制限は適用されません。ただし以下の場合などは、特例が認められません。

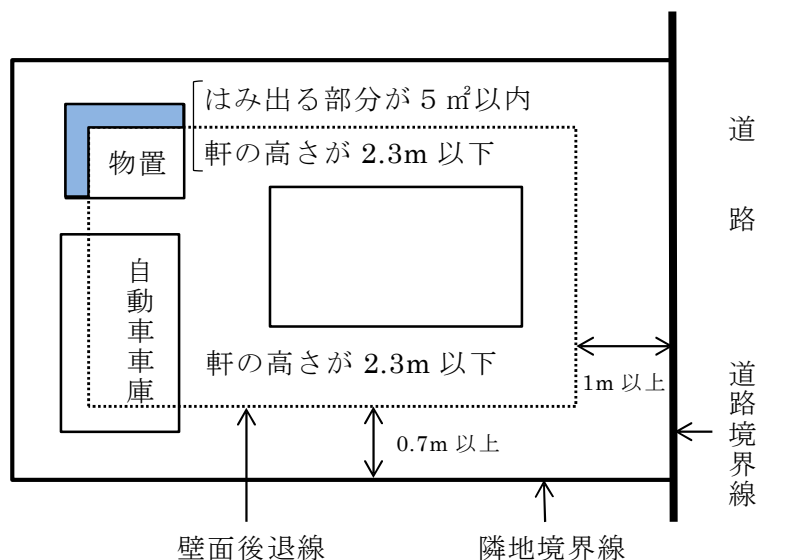
例）敷地面積の最低限度が 100 m²以上として制限されている場合



● 壁面の位置の制限に関する特例

建築物の外壁等の面からの後退距離は、各地区で指定し制限していますが、次のような物置・自動車車庫などはこの限りではありません。

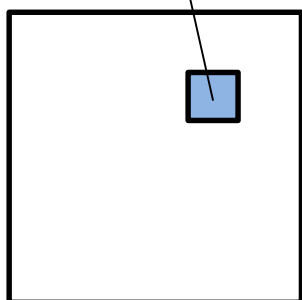
（例）道路境界線から 1m 以上
隣地境界線から 0.7m 以上として制限されている場合



○ 建築物の高さの最高限度に関する特例

地区計画区域内の建築物の高さの最高限度については、建築基準法施行令に準じ、次のような階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する屋上部分の建築物は、当該建築物の高さに算入しません。

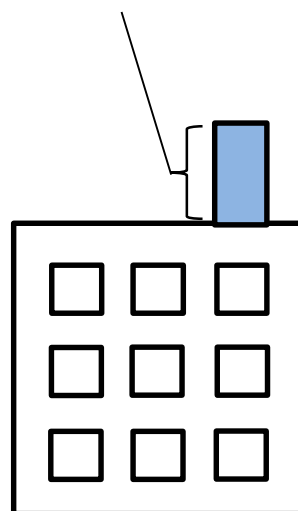
階段室等の建築面積が当該建築物水平投影面積の8分の1以下



水平投影面積

でかつ

階段室等の高さ 12m 以下



特別工業地区



○ 特別工業地区の概要

特別工業地区とは

特別工業地区は、都市計画法に定められた特別用途地区のひとつで、特定の工業の利便性の増進を図りつつ、これと調和した住居等の環境の保護を図るための制度です。

羽村市では、市内の準工業地域・工業地域・工業専用地域を特別工業地区に指定し、「羽村市特別工業地区建築条例」において、地区内の工場等の用途制限を定めています。

特別工業地区内においては、用途地域による建築物の用途制限（建築基準法別表第二）に加えて、下記に掲げる事業を営む工場等を建築し、又は用途を変更して新たにこれらの用途にすることはできません。

■ 特別工業地区における建築制限

羽村市特別工業地区建築条例により次のものが制限されます。

■ 第一種特別工業地区内の建築制限

○次に掲げる事業を営む工場は建築できません。

- ア 塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸塩類、黄燐、赤燐、硫化燐、金属カリウム、金属ナトリウム、マグネシウム、過酸化水素水、過酸化カリ、過酸化ソーダ、二硫化炭素、メタノール、アルコール、エーテル、アセトン、さく酸エステル類、ニトロセルロース、ベンゾール、トルオール、キシロール、ピクリン酸、ピクリン酸塩類、テレピン油又は石油類の製造
- イ ビスコース製品の製造
- ウ 合成染料若しくはその中間物又は顔料の製造
- エ 石炭ガス類又はコークスの製造
- オ 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、ふっ化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、燐酸、か性カリ、か性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、せんたくソーダ、ソーダ灰、さらし粉、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、ひ素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、グリセリン、さく酸、石炭酸又はクローム化合物の製造
- カ たんぱく質の加水分解による製品の製造
- キ 油脂の採取、硬化又は加熱加工（化粧品製造を除く。）
- ク 合成樹脂の製造
- ケ 肥料の製造
- コ 製紙（手すき紙の製造を除く。）又はパルプの製造
- コ サ 製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製
- シ アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸りゆう産物又はその残りかすを原料とする製造
- ス 金属の精錬（容量の合計が50リットルを超えないつぼ又はかまを使用するものを除く。）
- セ 動物の臓器又ははいせつ物を原料とする医療品の製造
- ソ ふっ化水素酸を使用する物品の処理（電球又は計量器類の処理を除く。）
- タ シアン化合物を使用する物品の処理
- チ 魚肉練製品の製造又は食肉の加工（その用途に供する作業場の床面積の合計が500㎡以下のものを除く。）
- ツ アルコール発酵による酒類の製造
- テ ビタミン類の製造

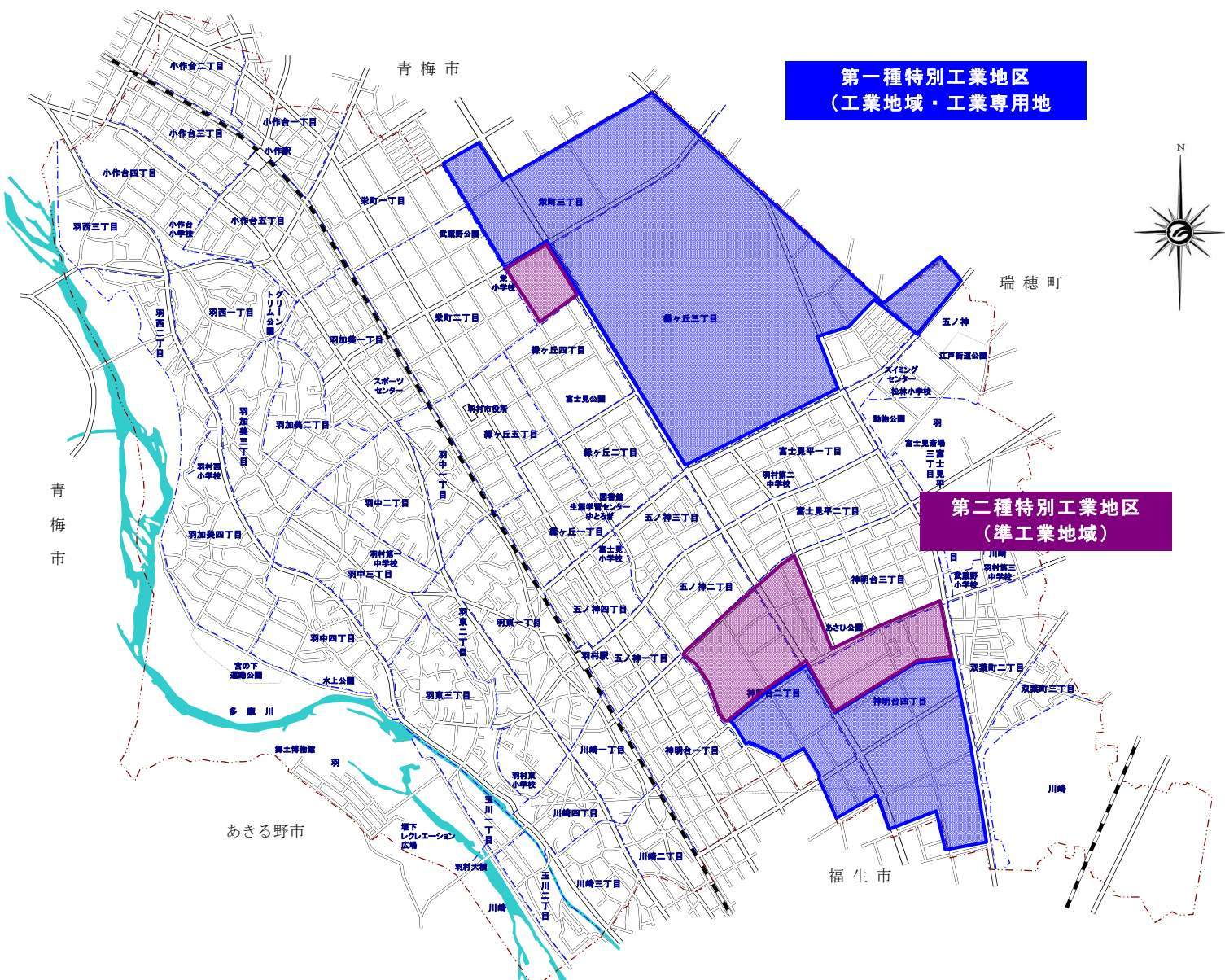
■ 第二種特別工業地区内の建築制限

○次に掲げる事業を営む工場は建築できません。

- ア 骨炭その他の動物質炭の製造
- イ かわら、れんが、土器、陶磁器、人造と石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造
- ウ ガラスの製造又は砂吹
- エ スプリングハンマーを使用する金属の鍛造
- オ 練炭の製造
- カ 鋳物、岩石、土砂、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの
- キ レディミクストコンクリートの製造

○次に掲げる営業を営むための建築物は建築できません。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第3号までに規定する営業に該当するもの



※ 特別工業地区内での建築物の建築等に際し羽村市への届出は不要ですが、特殊な事業を営む工場等を建築する場合などは、事前に確認・相談をしてください。



届出先、地区計画・特別工業地区に関する問い合わせ

羽村市 まちづくり部 都市計画課

〒205-8601

東京都羽村市緑ヶ丘五丁目2番地1

電話 042-555-1111 (代表)

FAX 042-554-2921

羽村市公式サイト <http://www.city.hamura.tokyo.jp/>



発行日/令和6年3月